

スコットランド法における会社法序説の一考察
－ Parliament open day, Scots Law と EC Law との関係－

大槻 敏江

- 〈目次〉
1. はじめに
 2. スコットランド議会開催
 - 2.1 Parliament open day
 - 2.2 スコットランド法文化の分析
 3. Ultra vires (諭越した法)
 - 3.1 英国における国会主権とEC法の国会主権
 - 3.2 EUにおける法過程
 - 3.3 スコットランド会社法の視点からのEC法
 4. むすびに

1. はじめに

スコットランド法 (Scots Law, Scottish Law) ⁽¹⁾ が、特に注目されたのは EU (European Union) における EC 法 (European Community Law) をどのような法形態で形成するか、とのヨーロッパ連合に適合する法体系を模索していた時期である。

1993年1月1日、EEC (European Economic Community 欧州経済共同体) は単一市場を形成するにいたったのである。その年の6月、短期在外研究でエディンバラ大学滞在中に、Wilson 教授⁽²⁾ よりスコットランド法を研究することと EC 法との関連を研究対象にすることを、ご指導いただいたのである。しかし、事実3ヵ月間にスコットランド私法の史的考察をまとめあげる程度のことしかできなかった。⁽³⁾

1995年には、スコットランド法と EC 法の関連についての研究を試み、その目的は、1993年11月1日マーストリヒト条約 (Treaty on European Union-欧州連合条約) が発効したのであるが、ヨーロッパにおける単一市場の存在意義を十分理解しえないうちに EU が成立したために、これに対応できる各国に納得のいく法体系が求められていた。

さらに、1999年の研究課題は、1993年以来のスコットランド法を体系的に考察するにせよ、グローバルな視点からスコットランド法と EC 法の関連をまとめあげることが、近時の課題であった。

ところで、ヨーロッパの一部の地域であるスコットランド法が、EU における EC 法にどのような理由で重要視されてきたのであろうか、これを裏付ける資料が必要となったのである。それは、1997年9月に本学の「海外研究特別講座」での講義のなかに EC 法に関するスコットランド法のかかわりが重要であることを指摘いただいたことに、さらなる研究意欲にかられた。⁽⁴⁾

1999年のスコットランドは、英国の一つの地方というには計り知れない信念を持った人々の意識を感じないではいられない程、すごいパワーを肌で

感じる事ができた。「百聞は一見に如かず」とくに、スコットランドに魅せられた人々は「風を肌で感じる地域」であると表現されるが、まさに肌で感じるものがある地といえるのがエディンバラである。

このように、スコットランドの法を考察する拠点がなぜエディンバラ大学か、近隣のグラスゴー（Glasgow）大、アバディーン（Aberdeen）大等列車で1時間程度に位置する各大学間でもスコットランド法の研究は盛んである。しかし、エディンバラ大学がめざすものは、伝統的で独自の医学（Medeson）・法律を主体とした大学をつくりあげている。

これは、英国のスコットランドを維持するための国民的意思の現われでもあり、確固としたスコットランド魂をも感じさせる⁽⁵⁾信念をもっていることも事実である。その第1はスコットランド議会開催であろう。

本論の問題提起とスコットランドの直面してきた問題とが、時期的に重複するのであり、この転換期に直面した事実をも踏まえて考察をする。すなわち、エディンバラ大学において1989年にリッチー教授よりスコットランド法について個人的にお話を伺ったことが、スコットランド法を研究するきっかけとなり、1993年 W.A.Wilson 教授による直接の指導を受けることになる。当時の日本は、「ヨーロッパ市場から日本は締め出される」そのためのヨーロッパ市場統合（1992年12月末）は、日本への砦を築くためのEC単一市場統合ではないかとの、不透明なヨーロッパへの見方であった。

1993年1月1日には、EECは単一市場を形成し、1993年11月1日マーストリヒト条約が発効し、EU（European Union）－欧州連合－が成立した。これによって、EECはEC（European Community）と呼ばれるにいたった。マーストリヒト条約によって、ECはEUと読み替えられたようにEUに含めて考えられているが、ECはEUを構成する制度として、EC法などの条項に発展している。

第2は、EUの今後の課題は何か。これは、EUが発展するためにはいしは確固たる地位を築くためには何を重視しなければならないか。そもそも、EUは各国の連合でありこれを1つにまとめるには多くの課題が課せられて

いた。それには、多くのものを取り込んで独自の法体系を担う形式が、理想的であってこれに見合う法体系の1つがスコットランド法である。この法自体は各々の法制度を取り入れながら、独自の法体系を築き上げてきている現実に鑑み、さらにEUにおける課題到達を何にもとめるべきかについて探求する。それは、EUの中に取り入れる寛容さがなかったために、EUのゆきずまりさえ感じられていた。これは、スコットランドで見られたことの1つでもあるが教育に対する情熱心であって、スコットランドの場合は英国の中心地ではなく海外、例としてオランダ・フランス・ドイツ等の大学への留学を果たす学生が多く、実例の比較がされている。

EUにおける今日的課題は、製造物を提供することによる経済の発展・援助よりも有益な方法として、教育等に資金援助を行いEUの中に各国を取り込む政策がとられるようになってきている。

例、経済援助と教育資金援助は1：4の割合で与えられている。

①アイルランド ②ポルトガル ③スペイン ④ギリシャ

従来の援助形態からの変更は、スコットランドの独自の発展と共通する考え方に類似した形態をとってきたものといえる。従来型援助は、発展途上国への援助形態のようにすでに出来上がった製品や原料を提供することによる経済援助であったが、ものを作り出す原点への資金提供が、本来教育にあることを示唆したのもスコットランド文化・経済の独自性につながるものである。EUへの加盟促進には、ものを与える資金提供からものを作り上げる原点の教育への資金提供へと変遷することによる資金援助の有効な目的を見いだしつつ、EUの連合としての安定化に向けて促進している。

2. スコットランド議会開催

2.1 Parliament open day

英国におけるスコットランド議会開催記念日は、1999年7月1日⁽⁶⁾にエリザベス女王・王室関係、スコットランドを代表するメンバーによるセレモニーがエディンバラで行われ、それはすばらしい議会独立を勝ち取ったといわんばかりの記念すべき日に偶然直面した。これも、なにかの縁といえるものであろう。

それは、すでに1993年にWilson教授の研究室で議会独立開催に向けてエディンバラ大学教職員がかかわりをもって努力している旨のお話をすでに伺っていた。

Parliament open day（議会開催日）までの道程は、1707年のイギリス・スコットランド合邦法以来（旧来の確執）からのものといえる。それゆえ、この日を迎えたスコットランドの人々の感激は、想像以上のものとなった。⁽⁷⁾

すでに、1997年の9月「国民投票」で議会開催が決まったこの時も、全く偶然にもエディンバラに滞在しており、スコットランド文化の一面を直に感じることができ、また1999年7月1日には2度目の偶然に直面したときの、“Scotland’s Parliament open day”の素晴らしい体験には、感激であった⁽⁸⁾。

イギリス・スコットランドの「スコットランド法文化」に関しては、1707年にイングランドと連合するまではヨーロッパのひとつの独立王国として歴史的に存在していた⁽⁹⁾。

スコットランドが、今後独立した議会運営をしてゆくことになった第1歩が7月1日の議会開催日であったのであり、新たな開催記念日というよりも当然勝ち取った議会とでもいわんばかりの堂々とした、しかもスコットランドに「独立した議会」が取り戻せた権利の主張のようにも感じられた。

2.2 スコットランド法文化の分析

ここでは、法文化論の観点からヨーロッパの一つの地域であるスコットランドを手がかりとして、とくにユニークな地位を有しているスコットランド法主体概念の担っている意義について考察する。

スコットランド法文化における法主体の概念は、①イギリス（連合国）が、複合的な法管轄体制（イングランド法、スコットランド法、アイルランド法の3つの法管轄体制）をとっている。しかも、固有のスコットランド法として法文化を拠り所として民族的・地域的・独自性に基づく法主体国家が脈々と受け継がれており、一貫性を持った法文化を形成している。

②では、EU統合の急速な進展に対してイングランド法とスコットランド法の関係は、英国という国家の枠を越えたEU、EC法の枠組みで重要な意義を有している。一方では、EUの先行統合の強化がなされ、他方では地域・民族、より小さな単位の自己主張の強化が進み、英米法体系と大陸法体系との中間的対応が英国に必要なようになってきている。

EUとしての大規模統合は、大陸法体系を主とするドイツ・フランスの主導の基に進展してきており、この意義からもイングランド法とスコットランド法との中間的な法主体が注目されるゆえんではないか。

「ヨーロッパの将来」は、EUというグローバルな統合とともにより小さな集団的な単位アイデンティティの確立との融合をどのようにはかるかの問題が当面の課題であり、より小さな集団的単位の固有の法文化（Law in Culture）の確立に向けられている。これに、適合する法文化として関心を有してきたのは、英国のスコットランド法文化である。それは、イングランドとの連合に至る1707年までは独立国としてトータルな文化の確立と法の独自性をも融合したアイデンティティの確立したものであった。この1つの地域の法文化の成立過程において重視されたことは、教育でありこの教育の一端に、自国の独自性を確立する方法があり、ヨーロッパの教育・教会法との融合による独自の法文化を確立することができたとみられる。

たとえば、スコットランドの学生はヨーロッパ大陸への留学先が、ドイツ・フランス・オランダでありとくに法律学を学ぶ学生が多いことも特徴の1つである。これら諸大陸からの法・文化を自国に適合するためには、必ずしもそのままの法では確立しえないため、また従来から存在していた教会法との関係を保ちつつ自国の法として適合する法体系の確立につとめたのであった⁽¹⁰⁾。

「ヨーロッパの将来像をめぐるEU」内部のきしみが、表面化してきている今日において「ヨーロッパ連邦」の展望として一部の国々での政治統合の動きがドイツ・フランス両国を中心に展開してきている。EUの主動的役割を担う両国が、EUの先行統合をすればますます英国の立場は不利な状況になることが予想される。しかも、共通通貨のユーロへの参加は積極であつても結果的には「ユーロ圏」という実質的な先行集団からは取り残された状態のままであつて、さらに「先行統合」となればドイツ・フランスの統合構造が脚光を浴びることになり「英国問題」はEUからとり残される懸念さえ感じられる。

「英国問題」は、歴史的に古くて新しい問題でもある。すなわち、EUの前進である1993年1月1日EEC（European Economic Community 欧州経済共同体）への参加をためらい（1993年夏の3ヵ月間エディンバラ大学滞在中にもこの問題で英国、直接的にはイングランドとスコットランドの国民的感情の相違や捉え方の相違をまのあたりに見ることができた。当時、直接感じたことは世代間に大きな考え方の相違ができていたことが印象深く残っている）。その後、同年11月1日にマーストリヒト条約（Treaty on European Union 欧州連合条約）の発効と通貨統合にも抵抗してきた。（1999年夏、ヨーロッパの国々の通貨はユーロ通貨と自国通貨の2本建てが各国確立しており、ヨーロッパを旅行する者にとってユーロ建てあるいは各国自国の通貨建てのいずれも使用できる便利さを痛感できた。それに比して、英国のホテルでは、目安としての表示記載はあるものの単なる基準を比較する物差しとしての役割にすぎないのではないかという感じであつた）。この通貨統合へ

もポジティブであったとしても、結果的に英国国内の反ヨーロッパ感情が強い・英国民が統合を通じた国家主権の制約を嫌う傾向にある。その背景には、地理的特殊性や歴史からくる大陸との距離感などの多様な要因が考えられる。

3. Ultra vires (諭越した法)

3.1 英国における国会主権と EC 法の国会主権

英国の国会無制限の「主権」と EC 法の考えかたの構成国の立法権限の制限ないし移譲する考えかたが両立する等の問題については、2つのアプローチをこころみる。

まず、「国会主権を論じるとき、政体を形成する権力と、その権力の発動によって作られた法秩序における国会の立法権限とを区別しなければならない。政体形成権力が国会の権限を創り出すから、論理的にいて政体形成権力が国会の立法権限よりも先行する。1707年のイングランド・スコットランド合邦法は、この政体形成権力の発動の結果生まれた新しい法秩序を実定法として表現したものである。合邦法は、通常法律（新しい法秩序の創造に参与しない法律）よりも上位にある」⁽¹¹⁾。ミッチェルの論理によれば⁽¹²⁾，“constituent power”（憲法・政体形成権力）という概念で述べている。しかも、英国の EC 加盟（72年加盟法）においても政体形成権力がなされて EC 法という新たな法秩序が英国の法秩序となったのである。これは、EC 法秩序そのものが、英国の法秩序になったのであり、EC 法と英国の法の適用ないし優先適用を決定する場合は、EC 裁判所の決定する EC 法に委ねる必要があった。しかし、72年加盟法を英国の法秩序より優先して適用すること自体に堪え難い歴史的・地理的要因が加わることによる反論が高まった理由であった。

この優先適用に関する沿革的見方をすれば、1707年の合邦人によりできたグレート・ブリテン（Great Britain）の政体は、イングランド国会とスコ

ットランド国会の各々が主権の完全移譲による創造によるものであった。ところが、1973年のEC加盟によるEC構成国たる英国連合王国という政体は、EC法の新秩序では各構成国がその機能の範囲を共同組織体にプールして共同で行使するものである。

伝統的な見解からすれば、「国会は後の国会を拘束できない」という命題から導きだされる法理は、「後法は前法を覆す」これは将来の立法真空状態の場合に適用されるのであり、伝統的な1707年に作成された法秩序については適用されるとしても新たな政体形成権力が行使される1973年のEC加盟国に英国連合王国とした新たな法秩序に変化した現状において、英国の国会と裁判所の関係を規制する規範が変化したのであって、政体形成権力の行使に基づく構成国の権限の再編成による。EC法規—直接効がない—について、あらゆる国内法をそのEC法規に適合する。すなわち、EC法は直接効の有無にかかわらず、いつでも国内法に優先して適用されるのである。

また、EC法規が法律に優先して適用される場合は、その法律が72年加盟法を逾越した—*ultra vires*—として、不一致の法律条項を無効としてEC法規を適用する。このことは、英国にとってかならずしも心地よい位置をしめすものではなかった。そのため、英国がその後のEU、マーストリヒト条約にも批准することすらしなかった理由は、歴史的・伝統的・地理的状況に適しない。

3.2 EUにおける法過程

① EC市場統合と法過程

EC市場統合が主権国家間の条約に基づいて実現されていることは、その法過程の重要性にあると認められる。ヨーロッパ市場における各国間の利益を異にする複数の主権国家が集まって条約目的を実現するのであるから、その共通基盤は、「合法性」にしかありえないといわれている。⁽¹³⁾

すなわち、ECの正統性を保持するための基盤を法主導型にすることによって、構成国家が主権の名において経済や社会に関する政策を共有しようと

する制度であって、したがってどの分野での共通政策を実施するかについては基本条約に基づく構成国家との関係を相互の規約に基づいて議論し、決定する。

EC統合は、1992年にEUとなりこの統合はどこまで達成されるであろうか。ECはその組織形態をEUとし、この基本法をEC法として初期のEC組織の変貌はみられたが基準の法として存続させており、EUにおけるEC法としてさらなる達成にむけて進展している。

現進捗状況では、1999年の通貨統合の実現化からさらに、進展した考え方をとっている。まず、EC統合の仏独提案では「政治統合IGCがはじまった1990年12月15日の直前に、このIGC開催に最も熱心であったミッテラン大統領とコール首相は、当時理事会議長国であったイタリアのアンドレオッチ大統領宛ての書簡で、なぜ両者がこの会議を重要と考えるかを、次のように説明した。『ヨーロッパの激変、そしてEC統合の新たな展開（つまり市場統合と経済・通貨連合〈EMU〉への移行）は、ECが政治統合のベースをはやめなければならないことを示している。ECは、さらに結合し、市民により近い存在として、SEAの掲げる欧州連合を実現できるような権限と手段をもたねばならない—。』この書簡には、政治統合IGCが討議すべき議題に関する提案が添えられていた。」⁽¹⁴⁾

この政治統合に関して、2000年7月2日のロンドンでは⁽¹⁵⁾、(6月29日)ドイツを訪問したブレア—英首相とシュレーダー—独首相との会談で「EU議長国として東方拡大やそれにもなう制度改革を取り仕切るフランスは、統合には2つの異なるスピードがあつていい」。仏・独は、経済や安全保障政策においても先行して統合を深めようとする国々で、まずすすめようとして先行しようとしている。

EUとしても、この「先行統合」方式を基本条約交渉の議題として年末を期限に会議をおしすすめる決定を行った。英国にとって、「先行統合」・「政治統合」は、反欧州感情の強い国内事情からすれば、近くてなお受け入れられない問題を抱えることになる。しかし、英国は共通通貨ユーロへの参

加に積極的な立場をとってきつたものの、結果的には「ユーロ圏」といわれる実質的な先行集団からとり残された形である。さらに、EUの先行統合を許すことにでもなればヨーロッパに対する影響力の後退を意味することになる。

そこで、英国とヨーロッパとの関連は歴史的なものとして、地理的關係でも孤立しているヨーロッパ大陸との距離感や特殊なアメリカとの関係などからしても、問題に対する第1歩を踏み出せない状況でもある。しかしながら、英国は地理的にも孤立しており距離を保って独自の政策ですすむか、EUの中の1国としてヨーロッパ大陸に属した位置ですすめることの判断の困難さはあるものの、やはり主導国として確立をしなければならないであろう。

3.3 スコットランド会社法の視点からのEC法

以上の3.2の2つの論点を踏まえて、スコットランド法の具体的内容について考察するものである。⁽¹⁶⁾

とくに、スコットランド法の私法に関する経済基盤である会社法の成立1989年法を中心として展開をこころみる。

The Companies Act 1989 (Para 310)⁽¹⁷⁾ ①1989年会社法は、1989年11月16日に広範囲な話題性と実質的に完全な法令が完成したのであった。②このタイトルの中には、それぞれの目的がコメントとして注意書きされている。③このいくつかの重要な法規定は、法の施行をもたらせるようにしなければならない。

Part I ECの形態やグループの報告書の記載内容を7項目の会社法指令として実行する。

Part II 資格者や会計監査役にイングランド法規を実施指導することもある。

Part III 企業の経営の中には公的に調査をする手続きの改善をみい出すことにある。

Part IV 費用、請求金額の法制度を実質的に修正する。

Part V は、多くの詳細なリフォームを含む、企業を経営するために必要な法的資格を単純化することを意味するホワイトペーパー（書面）によっていくつかは提案されたり、多くの反対批判の主体となった超越した規範のリフォーム（再構築）を含む。

他の再構築は、1973年法の公平の下において、1989年法では合併に言及する結果をもたらしている。金融市場における運営について、1986年金融サービスを改正し破産制度の分離をさせた、また書面による転換の必要性あるいは株式証明書なしでコンピューター援用市場で上場された有価証券の転換をまかなう。

これらのスコットランド法のなかで商法・会社法に関する再構築した部分について記載されている改正点である。

さらに、EC法に至る1972年から1973年の英国加盟に至る原文をスコットランド法のPara311を引用して述べてみる。

「1972年EC法の9部門の国際的側面では、UK会社法についてEC - The European Community - の最初の会社指令の必要条件に適合する法として英国(UK) 会社法を採択しようとしてつとめたのである。それが、1973年1月1日EC加盟後に続いて加盟したのであった」これは、1951年5月18日に遡って、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの6カ国は、石炭および鉄鋼の共同体市場を基礎に、効率のよい生産と合理的な配分をめざし、パリ条約を結んでECSC (European Coal and Steel Community) を成立させ、67年7月1日には各共同体の基本条約が改正となり、3つの各共同体は共通の理事会と委員会から成り立っていた。この時、EC裁判所はECSCと同時に設置され3共同体共通の裁判所としてまた、EUとなってからもこの裁判所の役割はEC法の重要な機能を担っている。

すでに、「1973年は、イギリス、デンマーク、アイルランドの3カ国が、81年にギリシャが、さらに86年にはスペイン、ポルトガルがECに加入し、EC加盟国は12カ国となった。オーストリア、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーが94年3月に加盟条約に調印したが、各国での国民投票の結果、

前3カ国のみが95年1月1日から加盟することになった。したがって95年からEU加盟国は15カ国となった。」⁽¹⁸⁾

これらの沿革的考察において、現況のもとにおける英国の立場はどのように変貌してきているであろうか。英国はもともとアメリカとの特殊な関係から鑑みれば、ヨーロッパ大陸との関連よりも特別な意義を有する。さらに、ヨーロッパ大陸とは近年「ユーロスターで3時間あまり」の距離にあるとはいえども、ヨーロッパ大陸との陸続きではなくむしろ隔離した感じさえうかがえる。もちろん、ヨーロッパ諸国の一国として史的諸問題はあるもののやはりヨーロッパ大陸に付かず離れずの位置を保持する必要がある。すなわち、「先行統合」などによるEU諸国数カ国による政治統合を優先的に適用し、EC法でこれを保護する体制が確立するとなれば、驚異であり畏怖の念を抱くことになり、英国の優位性が損なわれ将来的に不利益になる可能性がでてくる。そのため、EUの問題点として本国の法の優位性をみとめているEC法の超越した法の適用は、EUにおける1つの武器としての意義を有することになる。

Para 301 Vol.4⁽¹⁹⁾

(1) 「会社」(Companies)に関する概要

このCompaniesのタイトルは、法や実行にかかわる会社に関連する会社法の下に組み込ませたものである。百科辞典(Encyclopedia) Vol.1の序文において解釈がされたのである。なぜなら、商法はU. K.における権威ある文献として最良に確立されたものとして全てが広範囲に網羅されて定評があるからで、それをスコットランド法に詳細に留意するのは、目的の一般的な概観を会社法に限定して専有することにある。独特なスコットランド(Scottish)の重要さや興味深さをもつ特色は、独特で特別に話題を持った付加的部分である。

(2) 1989年における留意点

法の名における再構築や法を単純にすることを名目としては、極端な法律

尊重主義や極端に法を複雑化することを導入させられた。

いくつかの例としては、管理体制や個人企業手続き決定書面が強調されて呼ばれてきた困難さを使うことなしに、見いだされた例である。1989年法の大きいなる表現の仕方の中には、混乱や仕事での相違、たとえば1989年12月以降の（どれに現在力点を置くか）報告内容や申し込み形態の部門では、1985年法の部門として引用して行わなければならない。初期の時代の申し込み報告書（当時の力関係であり続けるかどうかのどちらか）と、同等であることは、Part IV（登録手数料）の実現することと同じように相違する全部門としての同等なメンバーの関係として引用しなければならない。⁽²⁰⁾

(3) Stair memorial law における論題

1991年3月31日に一般論として始められたのである。しかしながら、後に重要決定をしたり成文法規効果をもたらすこれは、可能性を含むものであった。

これらは、結果として、スコットランド法制定後の歴史の分離でもなく、18世紀の最後の少し前の、1つないし2つの初期に分岐した歴史に結びつけられたものであった。

この一般的状況として、これらは特例的に注目に値すべきことであった。規定による登録費用を受ける人や流動的な費用については、それ以前にイングランド法に成立されていた。それらは、1961年と1972年における成文法規の創造としてスコットランド（法）への導入がされた。

個人の破産が、企業の支払い不能へと書面形態を修正されたりしないようにすることが、重要視されることになる。

スコットランドの裁判手続きは、企業の内部管理者に関係する関連適用をなすものであり、また特定の地位の者に対することなく、試験を必要とする者に関して関連適用されている。少数株式保有者の保護および企業が合同支配することは、何らかの特別な将来を表すものではない。現在の考える問題は、個人的な商業交渉活動も、またより詳細な調査活動をしなければならない。⁽²¹⁾

けれども、1989年法は会社法改正に十分な結果をもたらしたが、法社会

や会計の職務を母体とするところでは、注意を受けるまでもなく、重要な長期技術向上リストをすでに持っているのである。書面の形式や内容の全面的再検査は、長期の期限切れである。これは、単に仕事を引き受けるだけでなく経営者への（彼らの専門的なアドバイザーたちがかるうじてわかりやすい形態、形式ではない）わかりやすい会社法の下書きとしての必要な優先リストの頂点としての場と公正に扱われる本来の実際的な必要な重量が与えられることの期待がされている。会社法は、商業組織での成功を基盤とすべきものであって、または窮地の連続でもなければ、不用心な困難さでもない成功されることが基盤であるべきである。(22)

Vol.4 Companiesにおける序章（INTRODUCTION）では、つぎのような指摘がある。(23)

「会社の今日の状態は、不十分なものであった。1985年の会社法は制定法とともにごく短時間に統合が終了し、成立されたためである。

1985年、1986年の破産法（支払不能者法）に関してであるが、1985年から十分な地位を再適用せざるを得なかった法の重要な地域の各個独立した再構築をころもたようにみえた。おそらく、それは1986年の基本的なものを同一視する財政上のサービスを防御する可能性がある。しかしながら、その法は頻繁に起こる残念なことに関して、非凡な様子をみせていた。しかし、今日までおおいなる会社法への影響はなかったようにみえる。5年後には、主たる規定が制定された（Part V（158項から171項まで）、公的に安定上場された申し込みに対して分配がなされる）、これらの過程において、現在も進行中であることに関して、協議や力量をまだ持っていなかったのである。おそらく、政府の防御策としては、理解することのできる範囲で、すでに代理人・実行者をEC共同体指導（European Community directives）によって実質的な影響を与えてきたようである。」

同様なことは、1989年会社法にも影響を与えなかったというのではない。重要な部分、詳細にはPart 4（92項から107項まで）では、登録済債務者については、代理人が評価した日付等を常に遅らせる間違いをしたりしている。

その、詳細な場合としては、1991年12月初旬の詳細な事例による。

その結論を無効とすることとした。この立法の部分は、制定される以前において、より十分に考慮されたのである。また、これに値することは必要とされる意見や相談過程、法の経過措置より先に、相談する過程をより優先的に必要としたのである。その過程も、しばしば破られ貿易・工業の部局として、また立法を越えた相談などを十分考慮に入れた。この実質的な考慮、主たる論争的以外に技術的に法の改正を意図したものである。

(4) Ultra vires rule (逾越した規定)

再構築した様々な見解は、1989年法に108から112条項に優先したいいくつかの完全な改訂がされ、当然のことながら詳細な起草がされて、基本政策としての分野によって制定された。⁽²⁴⁾

長期間期限を経過した立法内容や書式形態を全面的に再調査する。それは、望まれるものでありました。これは、理解するだけでなく優先リストをビジネスの人々にわかりやすい会社法草稿に必要な優先リストの最上の位置にある（そして書式形態ではなく、彼らの特殊なアドバイザーたちにかろうじて分かりえるものである）しかも、実質的に真に必要で当然支払われるべき重量に対して与えるものである。会社法は組織の成功のための基本法を適用すべきである、また不用心な混乱状態や計略でもない、会社法は根本的に成功しなければならない。⁽²⁵⁾

これらは、スコットランド法（THE LAW OF SCOTLAND）Vol.4 Companies の序章Para. 301 の項目について述べたものである⁽²⁶⁾。会社に関する項目だけでも、Para. 301から1002までの広範囲にわたる規定がされている。この中でとくに注目したのは、超越して適用される法に関してである。英国法は、国会主権をとることで特徴とされてきたのであるが、1972年のEC法との関連においてどちらを優先適用させるかなどの問題が生じた。それに関しては、EC裁判所決定の自国の法よりもEC法を優先適用する方法が採用されてきているために、英国としての連合国の歴史的プライド・地理的に大陸とは少し相違する立地、アメリカとの英・米関係などの影響力が作用

し、否これらの点がむしろ、弊害化している傾向にあるとの考えをとるものである。

しかしながら、以上のこととは逆にヨーロッパ連合（EU）は、ますますその発展をしている。当然なこととはいえ、その後のマーストリヒト条約・EU連合、さらには通貨統合が積極的にされて、EU連合の安定化と発展に向けて前進している。（1999年のスコットランド⁽²⁷⁾のエディンバラ大学での研修でも、EU連合への危機感をスコットランドの人々は非常に敏感に、根底には気迫を感じる強い信念を感じ取ることができた。1995年との比較については、別紙参照⁽²⁸⁾。）

(5) 「国家結合体」としての欧州連合

EUは、Staatenverbund（国家結合体）という概念を導入し、欧州連合形態を特徴付けている。さらに興味深いことは、1992年12月にエディンバラで採択された決議に関してである。

連邦憲法裁判所は、基本法第38条の保障内容を基準としてEU条約の合憲性を審査する、連邦憲法裁判所の判示について、

①マーストリヒト条約は、「ヨーロッパの各国家ごとに組織された、ヨーロッパ諸国民のより緊密な連合を実現するために国家結合体を設立した（EU条約第A条）のであって、欧州国民に支えられた国家を設立するものではない。フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ベルギー、イタリア、ギリシャ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ルクセンブルク、オーストリア、イギリス、フィンランド、デンマークの加盟国は、その任務の一部を共同で遂行し、その限度においてその主権を共同で行使するために、欧州連合を設立した。」1992年12月11日および12日にエディンバラで採択された決議において、欧州理事会に集まった国家・政府首脳は、欧州連合に関する条約の枠内において独立かつ主権的な諸国家が自発的に、既存の諸条約と調和させながらその権限のいくつかを共同で行使することを決定したことを強調している。⁽²⁹⁾

②連合条約は、連合に対してその加盟諸国の国民的アイデンティティを尊

重することを義務付け（EU条約第F条1項）、連合および欧州諸共同体に限定的な個別授権の原理にしたがって一定の権限と権能のみを付与し（EU条約第E条、EG条約第3b条1項）、さらに、補充性原則を連合に対しても（EU条約第B条2項）欧州共同体に対しても（EG条約第3b条2項）拘束力のある法原則に高めることによって、加盟諸国の独立と主権に配慮している。⁽³⁰⁾

では、なぜこのような連邦憲法裁判所決定がなされなければならなかったのであろうか。法学の伝統的用語法によると、「国家結合（Staatenverbindung）」の上位概念の下に「国家連合（Staatenbund）」と「連邦国家（Bundesstaat）」の2つが設定され、連邦憲法裁判所は、「国家結合体（Staatenverbund）」として性格付けられた。⁽³¹⁾

域内市場統合計画がもたらした欧州の経済的可能性は必然的に通貨統合の必要性をたかめ、1990年4月のダブリン欧州理事会で、政治同盟についても政府間会議を開催することが決定された。1990年12月ローマでの政府間会議は、12カ国で開始された。英国は、単一通貨導入設定に反対したが、一方、政治同盟の政府間会議の焦点は「民主主義の赤字」を是正するための制度改革、①移動の自由化と欧州為替レートメカニズムへの参加、②欧州政治協力への発展をこころみながら、経済統合の段階へと進展した。1992年2月オランダのマーストリヒトで欧州連合条約が、加盟12カ国で署名され、1993年11月には、マーストリヒト条約（欧州連合条約）が発効して欧州統合のプロセスへと新たな段階に進展している。⁽³²⁾ EUの15カ国は、マーストリヒト条約にいたる過程ですでに、「憲法上の理由」による「デンマークと「通貨主権維持」を主張する英国を除く12カ国での見切り発車の条約であり、大陸的構想でもある。

4. むすびに

スコットランドの歴史的な基盤は、教育と教会法によるとみられる。この、小さな地域を形成する法体系は、英米法ではなく大陸法体系によっており、さらに特筆すべき点は自国の独特な確固とした法を確立していることである。すなわち、ECはEUに発展させるために、各連合国の自国法より、EC裁判所の判決、さらには「後法は前法を覆す」自国の法より連合条約を優先する考えが徹底している。

スコットランド法は、教育面で諸外国の法を基本として独自の確固とした法の確立をめざし、15世紀にはすでに、スコットランドに3つ大学（セント・アンドリュース大⁽³³⁾、グラスゴー大およびアバディーン大）が設立され、教育面に力点が置かれていた。

EUにおける課題は、より多くの国を加盟に導く、それには従来の製品化された物を与える方法から、昨今ではその製品をつくりだす基盤としての教育面への資金援助に変えてきており、小国が自力で将来EUに加盟できる援助策をこころみている。このスコットランド法は、ヨーロッパの小国のみならずEUへの影響を少なからず与えてきていることも実情である。

また、イングランドとスコットランドの関係において、1999年7月1日記念すべき「スコットランド議会開催日」にまったく偶然にもエディンバラに滞在し、実際にこの日を確認できたことであった。⁽³⁴⁾

今回、スコットランド会社法の序章の概要を述べるにすぎなかったが、Ultra vires（諭越した法）をひもとくことに主眼点をおいたものである。これに関しては国家結合体（Staatenverbund）として共同体であり、ヨーロッパの人々の尊厳、自由、平和を保障するためにヨーロッパ諸国の法・行為共同体を展開する考え方とヨーロッパを統合するための法（Ultra vires）の適用とは相違する。しかし、前者が優先適用されない限りはヨーロッパ統合の先行統合は、ありえないものとなる。

〔注〕

- (1) THE LAW OF SCOTLAND; STAIR MEMORIAL ENCYCLOPEDIA, Volume 4. (Edinburgh 1991) Commercial Paper および Companies を中心として
こころみる。
- (2) 拙稿「スコットランド法序説に関する一考察」中央学院大学商経論叢第9巻
第2号, p.79.
- (3) Wilson 教授の友人で1993年7月にEC法に直接携わった教授をご紹介いた
いた。拙稿「スコットランド法における私法に関する考察」中央学院大学創
立30周年記念論集(1996) p.372.
- (4) 1997年9月20日から10日間の「ヨーロッパ海外研修特別講座」で本学の20
名の学生とエディンバラ大学での講義の中でご教授いただいた点であった。
- (5) Scotland's accent に悩まされ続けながらも、地域の主婦の方々との会話にも、
家庭内の確固たるスコットランドの信念を感じないではいられない強固なも
のである。
- (6) 夏の3ヵ月間を滞在したEdinburghで、数日間しか体験できない、スコット
ランドの空の抜けるような青さのすばらしい1日が、1999年7月1日の
Parliament open day 確かな時代の変化を告げるのであった。
- (7) エディンバラは例年8月に世界芸術祭・タトゥーが開催されるので有名であ
るが、前夜には著名な方々によるパーティーが「芸術・映画祭」として華や
かに開かれた。翌朝、7月1日のエディンバラのロイヤルマイルやプリンセス
ストリートは人々で溢れ公的交通機関のバスやタクシーまでも全面約3時間
ストップし、パレードは女王を先頭に華やかに行われた。エディンバラは毎
年世界芸術祭が8月に開催される首都として知られているが、それ以上のもり
上がりを見せ深夜まで音楽祭(オペラ)で沸きかえっていた。
- (8) 1993年・1995年・1999年の在外研究3ヵ月間でもっとも素晴らしい偶然の
1日であった。当日の女王は、あざみの花の色のタータンチェックを着用され、
白い馬車でのパレードは何とも華やかなものでした。神がかり的偶然は、故
Wilson 教授のお導きではなかったかー。

- (9) 六本編,「法社会学会の新天地」日本法社会学会=編,有斐閣 p.242.戒能編訳,「スコットランド法史」名古屋大学出版会 p.107.
- (10) 日本消費経済学会発表第22回全国大会「スコットランド法に関する考察」(1997,6・7). 拙稿,中央学院大学30周年記念論集 p.355.
- (11) 中村,「イギリス憲法とEC法—国会主権の原則の周落—」,東京大学出版会 p.63.
- (12) 前掲書 pp. 62～63.
- (13) 山根,「新版EU/EC法—欧州連合の基礎」有信堂 p.VI.
- (14) 前掲書 p.46.
- (15) 「EU先行統合」(ロンドン7月2日,朝日新聞に掲載記事より)
- (16) ここに述べるスコットランド法の訳は,1999年夏のエディンバラ大学在外研究中に訳したものに修正を加えたものである.
- (17) THE LAWS OF SCOTLAND; STAIR MEMORIAL ENCYCLOPAEDIA
Volume 4 (Edinburgh 1991) pp.236～237.
- (18) 山根,前掲書 p.5.
- (19) Ibid. (INTRODUCTION) p.224.
- (20) Ibid. p.225
- (21) Ibid. p.224 “There is, in effect, no separate history of Scots law after one or two early divergences were brought together before the end of the nineteenth century.”
- (22) Ibid. (Para.301) p.225.
- (23) Ibid. p.224.
- (24) “The various versions of the reform of the ultra vires rule which preceded sections 108 to 112 of the 1989 Act displayed several complete change of mind by the Department as to the fundamental policy, let alone the details of drafting.” ibid. p.225.
- (25) “It is to be hoped that this will not only be undertaken but it will also place at the top of its list of priorities the need to draft company law in a form which is comprehensible to business people (and not a form which is barely comprehensible

to their specialised advisers) and which gives due weight to real practical need.”
 ibid.

- (26) Scots law の第4巻会社の序章 Para 301 から1002までのpp.224～744に至る
 広範旺の一部を訳したにすぎない。
- (27) 1999年1月の11ヵ国による単一通貨制度後のスコットランドは、危機感と
 ともに、法体系や経済の面でも独自の政策を貫こうとする傾向がみられた。
- (28) 拙稿「前掲書」(30周年記念論集, 1996, p.368).
- (29) 石川・桜井編, 「EUの法的課題」慶應義塾大学出版会, 1999 (ドイツ連邦
 憲法裁判所のマーストリヒト判決, 担当, 岡田) p.217.
- (30) Paul Kirchhof, Deutsches Verfassungsrecht und europaisches Gemeinschaftsrecht,
 in EuR 1991 Beiheft I, S.188～189. キリヒホフ(裁判官)と連邦憲法裁判所に
 関しては, 石川編, pp. 194～217 訳参照.
- (31) 「匡家結合体」に関する見解として, キリヒホフは「国境を越えた人, 商
 品, 情報の自由な流通の諸条件を確保し, ヨーロッパの人々間の交流と出
 会いを容易にし, また促進し, さらに, ヨーロッパの人の尊厳, 自由, 平和
 を保障するようなヨーロッパ諸国の法・行為共同体を展開するために, 想像
 力を働かせなければならない。」
 Kirchhof, Der deutsche Staat im ProzeB der europaischen, in : Isensee/Kirchhof
 (Hrsg.), Handbuch des Staatsrechts der Bundes-repulik Deutschland, Bd.VII, 1992,
 S.68. 前掲書, pp.198～199.
- (32) 石川編, 前掲書, p.27.
- (33) 2000年のThe Open Golfで周知の地にあるセント・アンドリュース大学は,
 1999年調査(The University league table, First Division) -4th August-の100大
 学中, ランキング第12位で英国では, 学生に非常に人気の大学である。
- (34) Himsworth教授に当日エディンバラ大学 Old College でお会いしたが, 非常
 に多忙にしておられ, 後日「議会開催」に関するお話を伺うことができた。
 たしかに, 議会の為の新しい建物が建ち趣きの違うエディンバラを確認した
 が, Houseing Law の権威者である教授は, 新しい建物について古都の意義
 を考えた建築にすべきであると何度も主張されていた。